

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、パチンコ店のカウンタースタッフとして受付対応、景品発注、売上管理、広告POP作成業務等に従事していた。

請求人によると、平成〇年〇月半ばからC所在の会社D店（以下「事業場」という。）において、上司から毎日のようにパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）、いじめ、厳しい叱責を受け、同年〇月初旬に体調を崩したという。

請求人は、同月〇日、Eクリニックに受診し、「双極性感情障害」と診断された。

請求人は、上司からのパワハラ等を原因として、以前から療養中であった「双極性感情障害」の症状が悪化したとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、精神障害の悪化は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病していた精神障害が悪化したのは業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神部会（以下「精神部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、請求人は、会社入社前から業務以外の原因で既に精神障害を発病しており、その疾病名はICD-10診断ガイドラインの「F31 双極性感情障害」（以下「本件疾病」という。）であり、会社入社以降も本件疾病は寛解していたとは認められず、平成〇年〇月上旬頃に症状の悪化を呈したものと判断する旨述べている。当審査会としても、請求人の状況、精神症状の推移等に鑑み、精神部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 上記(1)の判断のとおり、請求人は入社以前に本件疾病を発病していたものであるところ、認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務

上の疾病と取り扱っているとされている。

(4) そこで、当審査会において、改めて請求人の主張及び本件一件記録を精査するも、決定書理由第2の2(2)ウ(イ)及び(ウ)に説示のとおり、増悪時期である平成〇年〇月頃からおおむね6か月以内の時期において、認定基準別表1の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間労働」は認められず、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められない。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。